

令和5年5月8日
【内閣官房】

【概要書】

新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

《報告書の概要》

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項の規定による厚生労働大臣の公表が行われたため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第21条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止した。

連絡先は省略。